

## 「スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会」開催要綱（案）

### 1 背景・目的

昨今、急速に普及が進むスマートフォンは、端末自身の高い処理性能と多様なアプリケーションの流通を背景に、従来の携帯電話とモバイルパソコン双方のメリットを兼ね備えた存在として、個人生活や企業活動における様々な場面での利活用への期待が高まっている。

その一方で、情報漏えい等を引き起こすおそれのあるスマートフォン向けマルウェア<sup>※</sup>の存在が確認されるなど、スマートフォンには、従来の携帯電話とは異なる新たな脅威が指摘されていることから、その利用に当たっては、サービス提供事業者等と利用者の双方が適切な情報セキュリティ対策を講ずることが求められる。

さらに、企業の情報資産等のクラウドサービスへの移行が進む中で、今後スマートフォンを通じたクラウドサービスの利用の普及などによる利用主体・形態や取り扱う情報の多様化が予想されることから、クラウドサービスの持つ情報セキュリティ上の新たな課題の抽出も合わせて行うことが有益である。

かかる状況に鑑み、スマートフォンやクラウドサービスの利用に当たっての情報セキュリティ上の課題や、その他最近の技術進歩に伴う情報セキュリティ上の課題等を抽出するとともに、安全・安心な利用環境の構築のためにサービス提供事業者や端末ベンダが講ずべき対策及び利用者自身の取るべき対策について検討すること等を目的として、本研究会を開催する。

※ マルウェア：コンピュータウイルスのような有害なソフトウェアの総称。

### 2 名称

本会合は、「スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

### 3 主な検討事項

- (1) スマートフォン、クラウドサービス等の新たな情報セキュリティ上の課題
- (2) サービス提供事業者や端末ベンダにおいて現在取られている対策及び今後導入が検討されるべき対策
- (3) 利用者の情報セキュリティ意識向上策及び取るべき対策
- (4) その他

### 4 構成員

別紙のとおり

## 5 運営

- (1) 本研究会は、政策統括官（情報通信担当）の研究会とする。
- (2) 本研究会には、座長を置く。
- (3) 座長は、構成員の互選により定める。
- (4) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。
- (5) 座長は、必要に応じ、関係者等の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) 座長は、上記の他、本会の運営に必要な事項を定める。
- (7) 本研究会の議事の公開及び議事録の取扱いについては、別添の通りとする。

## 6 庶務

本研究会の庶務は、情報流通行政局情報セキュリティ対策室が行う。

## 7 開催期間

平成23年10月から平成24年6月までを目途とする。

## 「スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会」構成員名簿

(敬称略、五十音順)

阿佐美 弘恭 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 執行役員 スマートコミュニケーションサービス部長

岡村 久道 国立情報学研究所 客員教授・弁護士

内田 義昭 KDDI 株式会社 理事 運用本部長

大畠 昌巳 シャープ株式会社 執行役員 通信システム事業本部 本部長

齋藤 衛 株式会社インターネットイニシアティブ サービス本部  
セキュリティ情報統括室 室長

佐古 和恵 日本電気株式会社 サービスプラットフォーム研究所 主席研究員

塩崎 哲夫 富士通株式会社 クラウドビジネスサポート本部 チーフアーキテクト

菅原 英宗 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社  
アプリケーション&コンテンツサービス部長

瀬野尾 修二 株式会社日立製作所 セキュリティ・トレーサビリティ事業部  
ソリューション本部 本部長

竹内 正樹 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ株式会社  
ソフトウェア部門 部門長

丹波 廣寅 ソフトバンクモバイル株式会社 プロダクト・サービス本部 本部長

中尾 康二 情報通信研究機構 ネットワークセキュリティ研究所 主管研究員

西本 逸郎 株式会社ラック 取締役 CTO

萩原 英二 パナソニック・モバイルコミュニケーションズ株式会社 常務取締役

三輪 信雄 総務省 情報化統括責任者 (CIO) 補佐官

山口 英 奈良先端科学技術大学院大学 教授

(オブザーバ)

江口 純一 経済産業省商務情報政策局 情報セキュリティ政策室長

関根 久 経済産業省商務情報政策局 情報家電戦略室長